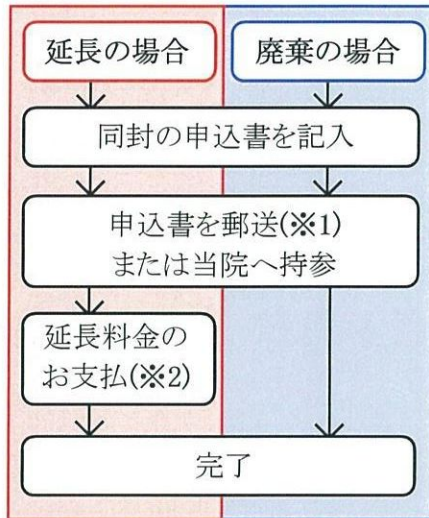


凍結保存物（受精卵・精子・卵子）の更新手続き方法

凍結受精卵・精子・卵子の更新手続きは、**1年毎に、患者様ご自身から**行って頂いております。
「延長希望」「廃棄希望」いずれの場合も、お手続きが必要です。
手続き期間は、保存期限の2ヶ月前から期限当日までとなります。
 保存期限を過ぎた場合、廃棄のご意思と判断させていただきますので、必ず期限内にお手続きください。
 申込書提出後の変更はお受けできませんので、ご注意ください。

◆ 手続きの流れ ◆



(※1) 申込書の送付先

送付先

〒983-0864 仙台市宮城野区名掛丁206-13
 仙台ARTクリニック 医療技術部 宛

(※2) 延長の場合の料金のお支払

延長ご希望の場合、1年間の凍結延長料金のお支払いが必要となります。

1年間の凍結延長料： **40,000 円 (税別/別途消費税)**
 延長料金のお支払いは、凍結延長申込書提出後1週間以内に
 ①銀行振込みか、②当院にて直接お支払い下さい。

振込先

七十七銀行 仙台東口支店 普通預金 口座番号：5654793
 名義：医療法人翔仁会 理事長 吉田仁秋
 (リョウホウジンショウジンカイ リンショウ ヨシダニホアキ)

振込人は必ず「診察券番号」を入れ、「奥様」のお名前でお振込みをお願い致します。

※振込手数料は、ご負担して頂きますようお願い申し上げます。

- * 郵送にて申込書を提出の場合は普通郵便、当院へ申込書を持参した場合は窓口にて、領収書及び更新書類のお渡し(郵送)をもって手続き完了となります。(廃棄希望の場合は、領収書はありません。)
- * 土曜日は大変込み合いますので、来院での手続きは、平日のみとさせていただきます。
- * お子様連れの来院はご遠慮ください。

◆ 凍結延長手続きの一例 ◆

- * 1年目、2年目の手続き方法は同じです。
- * 3年目以降、止むを得ない事情により延長ご希望の場合は、当院までご連絡ください。

凍結保存日：2016/4/10 [初回保存期限：2017/4/9]

2016 4/10	2017 2/9	2017 4/9	2017 4/10	2018 2/9	2018 4/9
1年目			2年目		
← 手続き期間 →			← 手続き期間 →		
1年間保存			1年間保存		
↑			↑		
期限：2017/4/9			期限：2018/4/9		
手続き期間：2017/2/9～4/9			手続き期間：2018/2/9～4/9		
期間内に手続きが必要			期間内に手続きが必要		

◆ 当院予約システムへメールアドレス登録のお願い ◆

当院予約システムへメールアドレスの登録・変更はお済みでしょうか？
 更新手続きについて、予約システムを利用してメールを送信することがございます。お手数ですが、
当院の予約システムにメールアドレスをご登録の上、受信できる状態に設定して頂きますようお願い致します。
 なお、当院からメールを送信できない患者様に対して、メール以外の方法でご連絡は行っておりません。

ご不明点等ございましたら下記にお電話頂けますよう、宜しくお願い致します。
 お問い合わせ：仙台ARTクリニック 培養室 TEL.022-791-8851